

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（案）に関する御意見募集の結果について

令和 2 年 10 月 14 日
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（案）について、令和 2 年 10 月 1 日（木）から令和 2 年 10 月 3 日（土）まで御意見を募集したところ、本件に関する御意見を 3 件いただきました。

御意見については、適宜要約等の上、取りまとめており、パブリックコメントの対象となる案件についての御意見に対する考え方のみを公表させていただいておりますので御了承ください。

今後とも厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の概要	御意見に対する考え方
今回の改正案に賛同する。	賛成の御意見として承りました。
新型コロナウイルス感染症について、指定感染症としての指定を解除する等、感染症法上の位置付けを見直してほしい。	新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いについては、当該感染症の発生状況や専門家の御意見等を踏まえながら、引き続き検討を行ってまいります。
入院措置以外の陽性者数も、これまでどおり届出を義務化すべき。	今回の省令案は、季節性インフルエンザの流行期には多数の発熱患者が発生することが想定され、季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症は臨床的に識別が困難であるため、新型コロナウイルス感染症の疑似症患者が急激に増加するおそれがあることを踏まえ、次の季節性インフルエンザの流行期も見据えて措置するものです。